

一般乗用旅客自動車運送事業者 オンライン講習会

近畿運輸局 自動車交通部 旅客第二課
令和7年11月26日

①最近のトピック

②道路運送法等について
(各種法令等のおさらい)

最近のトピック（国土交通省報道発表資料等より）

報道発表資料	公表日	QRコード
<p>観光地での実施は全国初！東山エリアにおいてハイヤーを対象とした街頭監査を実施しました。</p> <p>https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/press/00001_03452.html</p>	R7.10.17	
<p>全国初！！！関西国際空港においてハイヤーを対象とした街頭監査を実施しました。</p> <p>https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/press/00001_03442.html</p>	R7.10.9	
<p>次期「事業用自動車総合安全プラン」の目標や重点施策について議論します！</p> <p>～令和7年度第2回「自動車運送事業安全対策検討会」の開催～</p> <p>https://www.mlit.go.jp/report/press/jidoshsha01_hh_000114.html</p>	R7.10.1	
<p>令和6年版近畿の事業用自動車等の交通事故の概況</p> <p>https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/press/00001_03398.html</p>	R7.8.29	
<p>令和6年度自動車運送事業者に対する監査と処分結果</p> <p>https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/press/00001_03388.html</p>	R7.8.20	

最近のトピック（国土交通省報道発表資料等より）

報道発表資料	公表日	QRコード
<p>事業用自動車事故調査報告書 啓発コンテンツを公開しました ～スマホ等からも手軽にご覧いただけます～ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000722.html</p>	R7.8.5	
<p>事業用自動車事故調査委員会が10年総括を公表 ～新しい取組みを実施していきます～ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000716.html</p>	R7.7.4	

事業用自動車総合安全プラン2025 [計画期間:令和3~7年度] ～安全トライアングルの定着と新たな日常における安全確保～



世界に誇る安全な輸送サービスの提供を実現するために、行政・事業者・利用者の「安全トライアングル」により、総力を挙げて事故の削減に取り組むべく、第11次交通安全基本計画と期間を合わせた事業用自動車の安全プランを策定。

ポイント

- 依然として発生する飲酒運転、健康起因事故等への対策、先進技術の開発・普及を踏まえた対策、超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故防止対策
- 新型コロナウイルス感染症拡大、激甚化・頻発化する災害等に対し、新たな日常への移行に伴う事業環境変化における安全対策
- 重傷者数に対する削減目標とともに、業態毎に一層の事故削減を図るため、各業態の特徴的な事故に対する削減目標を設定

【重点施策】

1. 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現

- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う運送労働環境の変化と附帯作業の増加への対応
- ・激甚化・頻発化する災害への対応 等

2. 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶

- ・飲酒運転事故件数の近年の下げ止まりへの対応
- ・社会的関心の高まる「あおり運転」への対応 等

3. ICT、自動運転等新技術の開発・普及推進

- ・ICTを活用した高度な運行管理の実現
- ・無人自動運転サービスに向けた安全確保 等

4. 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策

- ・依然として多発する乗合バスの車内事故への対応
- ・高齢運転者事故への対応 等

5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化

- ・各業態の特徴的な事故への対応
- ・健康に起因する事故の増加への対応 等

6. 道路交通環境の改善

- ・高速道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する 等

【事故削減目標】

＜全体目標＞

- ①24時間死者数225人以下、バス、タクシーの乗客死者数ゼロ
- ②重傷者数2,120人以下
- ③人身事故件数16,500件以下
- ④飲酒運転ゼロ

＜各業態の個別目標＞

- 【乗合バス】車内事故件数85件以下
- 【貸切バス】乗客負傷事故件数20件以下
- 【タクシー】出会い頭衝突事故件数950件以下
- 【トラック】追突事故件数3,350件以下

- ①最近のトピック
- ②道路運送法等について
(各種法令等のおさらい)

自動車に関する表示等

- 一般乗用旅客自動車運送事業者は、道路運送法等関係法令に定められた車両の表示等を遵守し、事業の適正な運営と旅客の利便確保に努める必要があります。

○車体表示事項

- 使用者の氏名、名称又は記号
- 限定（ハイヤー限定事業者の場合）

○車内表示事項

- 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号
- 禁煙車である旨の表示

など

道路運送法

（自動車に関する表示）

第九十五条　自動車（軽自動車たる自家用自動車、乗車定員十人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。）を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいうように表示しなければならない。

道路運送法施行規則

（自動車に関する表示）

第六十五条　法第九十五条の規定により、自動車の外側に表示しなければならない事項は、使用者の氏名、名称又は記号のほか、次の各号の区分によるものとする。

- 一　（略）
- 二　法第八十六条第一項の規定により業務の範囲を限定する条件を付された旅客自動車運送事業用自動車又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十九条第一項の規定により業務の範囲を限定する条件を付された貨物自動車運送事業の用に供する自動車（第六号に掲げるものを除く。）にあつては、「限定」
- 三～十　（略）

旅客自動車運送事業運輸規則

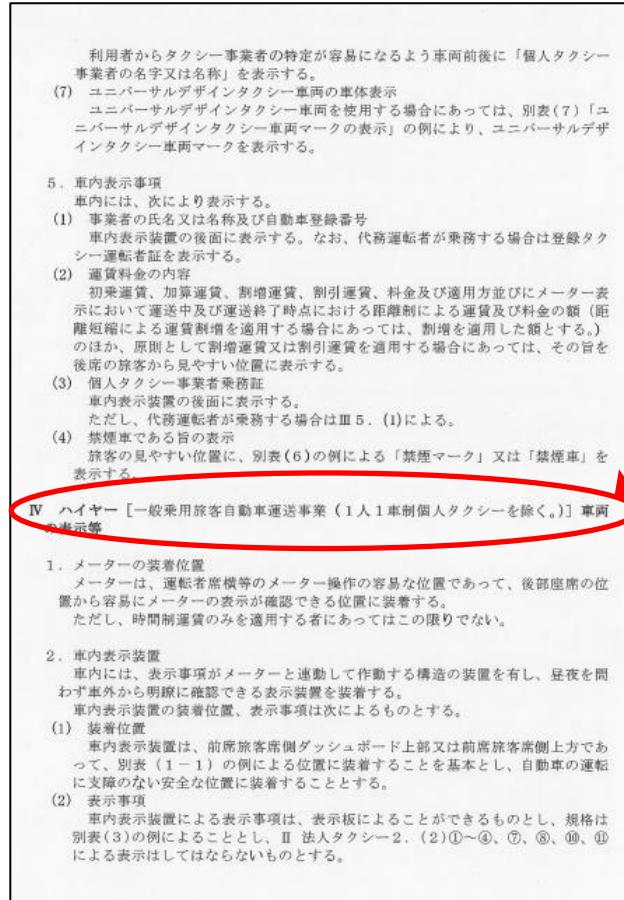
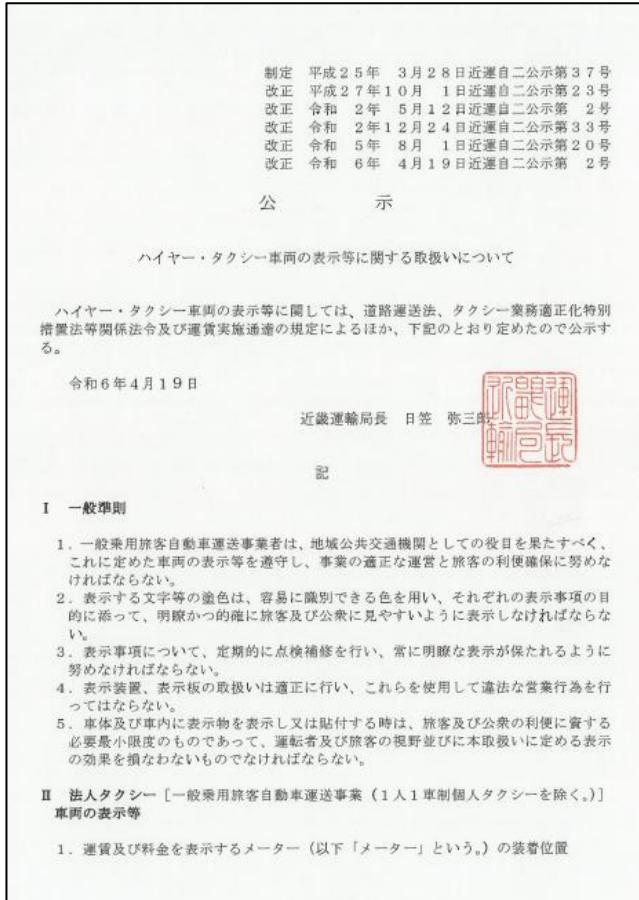
（事業用自動車内の表示）

第四十二条　旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称及び当該自動車の自動車登録番号を旅客に見やすいうように表示しなければならない。

- 2　（略）
- 3　旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、禁煙の表示を旅客に見やすいうように表示しなければならない。
- 4　（略）

自動車に関する表示等

- 道路運送法等関係法令の規定のほか、公示「ハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱いについて」に定める事項の遵守をお願いします。



都市型ハイヤー
はこちら

※都市型ハイヤー事業者は、主に「IVハイヤー車両の表示等」を確認してください
 (泉州交通圏の事業者は、主に「II法人タクシー車両の表示等」を確認してください)



乗務員証の携行

- 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に運転者を乗務させるとときは、乗務員証を携行させる必要があります。

○記載事項

- 作成番号及び作成年月日
- 事業者の氏名又は名称
- 運転者の氏名
- 運転免許証の有効期限

○作成例

乗務員証	
作成番号	1 (※空欄不可)
作成年月日	令和〇年〇月〇日
事業者の氏名 又は名称	〇〇サービス株式会社
運転者氏名	寝屋川 太郎
運転免許証の 有効期限	令和〇年〇月〇日

写真
縦3.6cm × 横2.4
cm
以上

※タクシーの場合は、登録実施機関で発行された登録タクシー運転者証の表示が必要です。

旅客自動車運送事業運輸規則

(乗務員台帳及び乗務員証)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車（タクシー業務適正化特別措置法第十三条の規定により運転者証を表示しなければならないものを除く。）に運転者を乗務させるとときは、次の事項を記載し、かつ、第一項第十一号に掲げる写真を貼り付けた当該運転者に係る一定の様式の乗務員証を携行させなければならない。

一 作成番号及び作成年月日

二 事業者の氏名又は名称

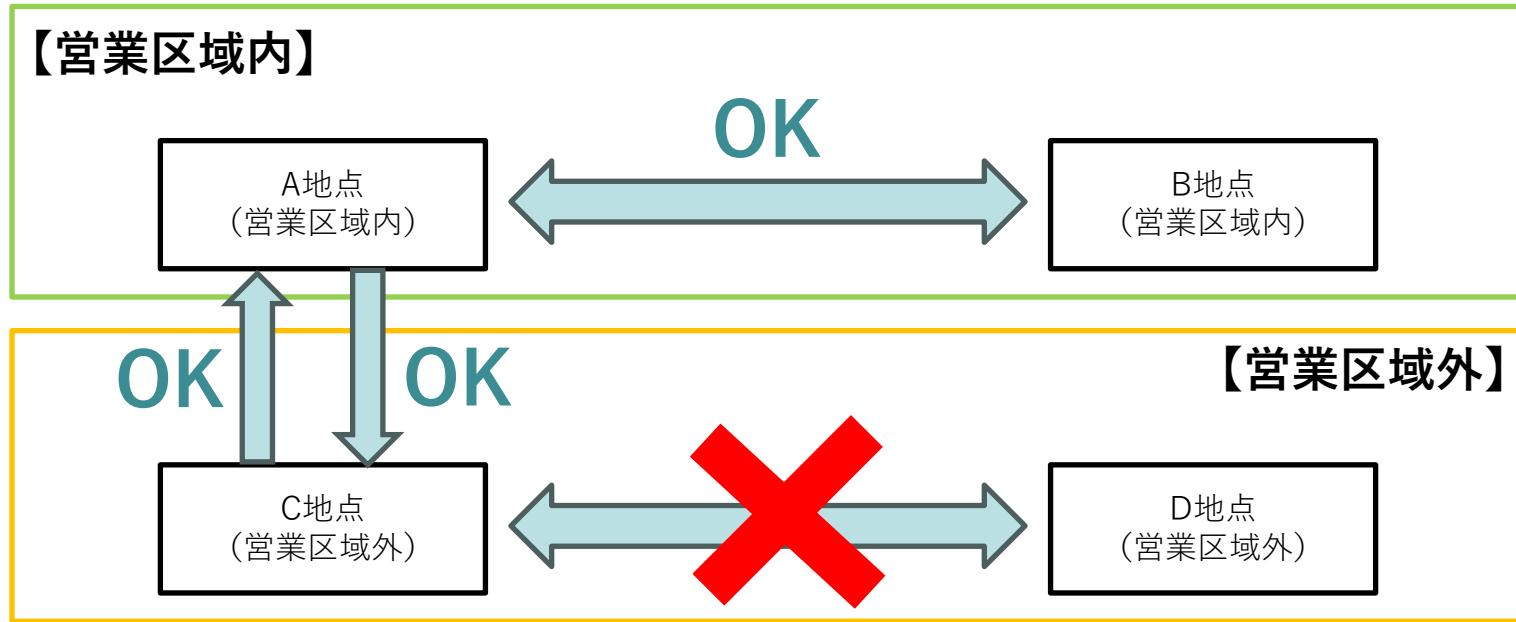
三 運転者の氏名

四 運転免許証又は免許情報記録の有効期限

4~5 (略)

営業区域外旅客運送の禁止

- 一般乗用旅客自動車運送事業者は、「発地」と「着地」の両方が営業区域外となる旅客の運送をすることはできません。「発地」又は「着地」のどちらか片方は必ず営業区域内でなければなりません。



道路運送法

(禁止行為)

第二十条 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。第二号において「営業区域外旅客運送」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 二 地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調つた場合であつて、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。

都市型ハイヤーとは

●都市型ハイヤーとは

- 運送の引受けが営業所のみにおいて行われるもの。
- 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成26年国土交通省告示第56号）第2条第3号に規定する運送に限る。

【特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（抄）】

（法第二条第一項の国土交通大臣が指定する一般乗用旅客自動車運送事業）

第二条

一～二（略）

三 タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第二号に規定するハイヤーを使用して行うものであって、次に掲げるもの

イ 一日を超える期間を単位として専属で常時運送を提供することとするための契約（書面によるものに限る。）に基づいて締結される運送契約のみにより行われるもの。

ロ 二時間以上の時間を単位として締結される運送契約のみにより行われるもの（イに掲げるものを除く。）

- ・ ハイヤーは、タクシーとは異なり、いわゆる流し営業や駅待ち等の営業を行うことはできず、予め、営業所において運送の引受けを行う必要があります。
- ・ 空港等での客引き行為は、運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものに該当しないため、道路運送法違反に当たります。

都市型ハイヤーの運送契約について

国自旅第199号
平成26年9月29日

近畿運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長
(公印省略)

都市型ハイヤーの運送契約について

今般、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）の施行に伴い、タクシーと競合しないものとして、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）関連法令において規定する、いわゆる「都市型ハイヤー」を、同法の適用除外としたところである。

従って、都市型ハイヤーを使用して行う事業においては、直接又は間接であるかを問わず、タクシーと競合するような、運送契約の時間を細分化（いわゆる「切り売り」）して提供する運送行為は、道路運送法第15条違反等となり、認められない。

以上の点に留意のうえ、事業者等に対して遺漏なきように指導されたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

名義貸しの禁止

- 道路運送法においては、許可を受けた事業者には、運行管理の適切な遂行、事業用資産の適切な管理、事故時の賠償責任等様々な責務を自ら追うことを求めしており、「名義貸し行為」は、こうした責務を実質的に第三者に負わせる行為であり、道路運送法の許可制の趣旨を没却することとなるため、道路運送法第33条の規定により、禁止されています。
- 監査等を実施する中で、名義貸しの疑いがあれば、その点についても調査を行い、違反事実が確認された場合には、厳正に対処することとしています。

道路運送法

(名義の利用、事業の貸渡し等)

第三十三条 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。

2 一般旅客自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

苦情処理の記録、保存

- 旅客自動車運送事業者は、苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければなりません（氏名及び住所を明らかにしない者に対してはこの限りではない）。
- 旅客自動車運送事業者は、苦情を受け付けた場合、所定の事項を記録し、記録を整理して保存しなければなりません。

○苦情処理の記録

- 右の事項を記載。
- 記録は1年間保存。

【記載事項】

- ①苦情の内容
- ②原因究明の結果
- ③苦情に対する弁明の内容
- ④改善措置
- ⑤苦情処理を担当した者

旅客自動車運送事業運輸規則

（苦情処理）

第三条 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。

2 旅客自動車運送事業者は、前項の苦情の申出を受け付けた場合には、次に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して一年間保存しなければならない。

- 一 苦情の内容
- 二 原因究明の結果
- 三 苦情に対する弁明の内容
- 四 改善措置
- 五 苦情処理を担当した者

近畿運輸局に寄せられるお声（苦情）

- 関西国際空港（第1ターミナル）において、都市型ハイヤーの車両が、予約車乗り場ではなく、一般車レーンで客待ちしている。

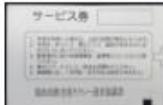
予約者のお迎えをされるタクシー乗務員の皆様へ

第1ターミナル 予約車のりばのご利用方法

予約車のりばでの荷物預けは禁止です。
荷物預けは第1ターミナル「タクシープラザ」でお問い合わせください。

- 第1ターミナル タクシープラザへ入場してください。
- 第1ターミナルプラザ内、垂木で「入場申告書」を記入、係員に提出してください。
- 垂木で施設使用料1,000円/回をお支払いください。お支払い時、「サービス券」を交付いたします。（入場ゲート自動閉鎖）

※サービス券は第1ターミナルタクシーのりばでもご利用できます。



- ゲート袖にサービス券を入れるとゲートが開きますので、アンダーパスをくぐり入場してください。

国内線 起降式	空港料金（税込）のりば：（国際線の荷物預けから10分後入場）
国際線 起降式	空港料金（税込）のりば及び（着陸料金（税込）のりば：（国際線の荷物預けから30分後入場）

備考/その他

※ 営業時間：7時～22時
上記時間外はゲート袖に施設使用料1,000円を投入して入場可能です。（駐在車が施工）

※ 施設使用料：施設使用料料1回分を1,000円で請求しています。（施設料：9時～17時）

ご注意

* 一般車レーンでのタクシーオーバーは禁止されています。



白タク行為防止の啓発活動について

- 近畿運輸局では訪日外国人旅行者の方が安全・安心に国内の旅行を楽しんでいただくため、危険で補償のない違法タクシー（白タク）を利用しないよう関係団体と共に啓発活動を行っております。

○直近の白タク啓発活動実施場所

- 10/2(木) 近鉄奈良駅周辺
- 10/3(金) 南湯崎公園（千畳敷 駐車場）
- 11/6(木) 高野山奥之院参道入り口

- 10/3(金) 関西国際空港
- 10/30(木) 神戸ポートターミナル

○参考 白タク行為の検挙件数の推移 (令和2年～令和6年)

区分	年次	令和2	3	4	5	6
総検挙数 (件)	80	11	17	33	80	
無許可一般旅客自動車運送事業 (道路運送法第4条)	42	6	2	21	23	
有償運送 (道路運送法第78条)	38	5	15	12	57	

(出典) 令和7年 警察白書 第5章 安全かつ快適な交通の確保
p.185より抜粋



一般乗用旅客自動車運送事業者 オンライン講習会

監査について

令和7年11月26日
近畿運輸局自動車監査指導部

ハイヤーの違法行為に関する報道について

【報道概要】

- 羽田、成田空港において、ハイヤー車両が急増している。
- 白タク車両から流れている可能性があり、「名義貸し」や「二種免許なし」の疑いがある。
- また、到着ロビーで旅客に声をかける客引き行為が見受けられる。

ハイヤーの街頭監査について

- 今年10月にハイヤーを対象とした街頭監査を実施しました。今後も空港や観光地などで実施します。
- 街頭監査を受けなかった場合(明らかに逃げた場合含む)は、後日、営業所への立入り監査を実施します。
- 運転者に対して、声をかけられたら必ず街頭監査を受けるよう、指導してください。また、職員が近づいた時に、「急に車両を動かす行為」は行わないよう指導してください。

街頭監査で多い指摘

- ・乗務員証 不携行
- ・車両の車外表示がない
- ・区域外運行のおそれ

注意していただきたい点

- ・運行の指示を適切に実施してください。
- ・宿泊を伴う運行では、アルコール検知器を持たせてください。

監査対象について

- ・ 都市型ハイヤーの事業者数が急増したため、監査予定の事業者が大幅に増えている。その為、監査の予定であるがまだ監査を実施していない事業者については、違法行為の内容を勘案し適宜監査を実施していく。

＜対象となる例＞

- ・ 街頭監査で指摘された場合。
- ・ 街中で、監査担当職員等が違法行為を見かけた場合。
- ・ 複数の申告者から苦情が続き、その内容に信憑性が高い場合。
- ・ 内部告発があり、その内容に信憑性が高い場合。 等

悪質違反の場合は、直ちに監査を実施！！

- ・運行管理者、整備管理者未選任
- ・点呼全未実施
- ・定期点検全未実施
- ・名義貸し

**営業所以外で運送の引き受けを行った場合
無免許運転**

悪質違反に対する行政処分について

- ・ 営業所以外で運送の引き受けを行った場合
(例:客引きによる運送を行った場合)
事業停止30日
- ・ 名義貸し
事業停止30日
- ・ 無免許運転(二種免許なし)の下命容認
事業停止7日

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（抜粋）

4. 事業の停止処分（1）④

ト 法第33条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合

チ 法第33条第2項の規定に違反して、事業の貸し渡し等を行っていた場合

リ 法第86条第1項の規定に基づき許可又は認可に付した条件のうち、輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反した場合

（3）上記（1）④の場合の事業の停止期間は、（1）④各号に掲げる違反ごとに30日間とする。

悪質違反に対する行政処分について

事業停止命令：

指定された期間、営業所の運送事業に係わる業務を行ってはいけないという命令。

営業所に所属する**全てのタクシー車両のナンバープレート(前・後)**を支局で領置し、**同車両の車検証**を運輸支局に返納。

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（抜粋）

4. 事業の停止処分（1）④
ト 法第33条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合
チ 法第33条第2項の規定に違反して、事業の貸し渡し等を行っていた場合
リ 法第86条第1項の規定に基づき許可又は認可に付した条件のうち、輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反した場合
(3) 上記（1）④の場合の事業の停止期間は、（1）④各号に掲げる違反ごとに30日間とする。

監査における指摘

- ・書類の管理
- ・区域外運行（旅客第二課が説明）
- ・点呼
- ・車体表示（車外、車室中）（旅客第二課が説明）
- ・業務記録の記載不備
- ・運転者への指導監督
- ・日雇い運転者の選任

旅客自動車運送事業運輸規則第69条(書類の管理)

旅客自動車運送事業者は、第二十六条の二に規定する事故の記録、第三十八条第一項及び第三項の規定による指導監督の記録その他の国土交通大臣が告示で定める書類を適切に管理し、法第九十四条第一項の規定による報告の求め又は同条第四項の規定による立入検査を受けた場合に、速やかに提示できるようにしなければならない。

**監査時は速やかに、求められた書類を提示しなければならない。
(その日の監査終了までに提示しなければ、指摘・処分となる。)**

＜対象となる書類＞

- ・点呼記録、乗務記録
- ・**乗務員証**
- ・**適性診断の結果**、指導監督の記録
- ・点検整備記録簿
- ・36協定、就業規則(届出済みのもの)
- ・運転者台帳、**健康診断結果**
- ・事故の記録、損害賠償保険証書
- ・苦情の記録

- ・運送引受書・運行指示書(貸切バス)
- ・運行記録計の記録(タクシー(対象車)、貸切)

監査における指摘(書類の管理)

前のスライド以外に監査で求められる書類

- ・必要に応じて、旅客からの運送依頼に係わる書面等
(旅行会社からの行程表・メール・SNS等)
- ・必要に応じて、運賃の請求・支払いに係わる書面。
- ・社会保険等の加入状況が分かる書面
- ・給与の支払いに係わる書面
- ・必要に応じて、運転者の在留資格に係わる書面
- ・必要に応じて事業者の経理(総勘定元帳・現金出納帳等)に係わる書面

- ・点呼の意義
- ・点呼の方法
- ・点呼の実施、記録及び保存

点呼（1）

運転者や自動車が安全に運行できる状態かどうかを確認するとともに、安全運行に必要な報告を求め、指示を与えるもの。原則として、運転者に対面で行う。

点呼(2)

運行上やむを得ず対面点呼ができない場合は、
電話等により点呼を実施しなければならない。

「やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が終了したり、乗務を開始する場合で、所属営業所での点呼が実施できない場合をいう。

「営業所と車庫が離れている」・「早朝・深夜で運行管理者が不在」等は該当しない。

点呼（3）

点呼は運行管理者が行う

※ 補助者も実施できるが、異常が認められた場合は運行管理者に報告し、指示を仰ぎ、その結果に基づいて、運転者に対し指示しなければならない。

※ 補助者に行わせる場合でも、点呼の総回数の少なくとも1/3以上は運行管理者が行うこと。

点呼記録簿の記載事項

業務前点呼

- | | |
|------------------|--------------------------|
| ① 点呼執行者名 | ⑥ 酒気帯びの有無 |
| ② 運転者名 | ⑦ 運転者の疾病、疲労、
睡眠不足等の状況 |
| ③ 自動車登録番号 | |
| ④ 点呼日時 | ⑧ 日常点検の状況 |
| ⑤ 点呼方法 | ⑨ 指示事項 |
| • アルコール検知器の使用の有無 | ⑩ その他必要な事項 |
| • 非対面の場合は具体的方法 | |

点呼記録簿の記載事項

業務後点呼

- | | |
|-----------|---|
| ① 点呼執行者名 | ⑥ 自動車、道路及び運行の
状況 |
| ② 運転者名 | ⑦ 交替運転者に対する通告 |
| ③ 自動車登録番号 | ⑧ 酒気帯びの有無 |
| ④ 点呼日時 | ⑨ その他必要な事項 |
| ⑤ 点呼方法 | <ul style="list-style-type: none">• アルコール検知器の使用の有無• 非対面の場合は具体的方法 |

点呼記録簿の記載事項

業務途中点呼（貸切）

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| ① 点呼執行者名 | ⑦ 運転者の疾病、疲労、
睡眠不足等の状況 |
| ② 運転者名 | ⑧ 指示事項 |
| ③ 自動車登録番号 | ⑨ その他必要な事項 |
| ④ 点呼日時 | |
| ⑤ 点呼方法 | |
| ⑥ 自動車、道路及び運行
の状況 | |

点呼記録の保存

点呼記録は1年間保存（貸切バスは3年保存）

※ 旅客自動車運送事業運輸規則 第24条5項

旅客自動車運送事業者は、第一項から第三項までの規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者等ごとに点呼を行つた旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を一年間（一般貸切旅客自動車運送事業者にあっては、・・・3年間）保存しなければならない。

業務記録は運転者の日常の乗務を把握し、過労防止や運行の適正化に活用する重要なものであり、運行管理者は運転者に所定の事項を確実に記録させる。

旅客自動車運送事業運輸規則 第25条(業務記録)

監査における指摘(業務記録の記載不備)

記載が必要な内容

- ① 運転者名
- ② 自動車登録番号
- ③ 業務開始終了の地点・日時
- ④ 経過地点・業務に従事した距離
- ⑤ 休憩の場所・日時
- ⑥ 宿泊した場合はその施設名
- ⑥ 旅客が乗車した区間（実運送・回送運行の別）
- ⑦ 旅客が乗車した区間・業務開始終了時の車両の総走行距離
- ⑧ 事故が起きた場合はその概要

監査における指摘(運転者への指導監督)

旅客自動車運送事業運輸規則

第三十八条（従業員に対する指導監督） 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行つた者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において三年間保存しなければならない。

「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づき指導する。

自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う
一般的な指導及び監督の実施マニュアル
（本編：一般的な指導及び監督指針の解説）



タクシー事業者編

指導の細かい内容については、国土交通省が作成した。

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」

を参考にすると分かりやすい。

- ・指導を実施した記録を残すこと。（3年保存）
- ・年間計画を立て実施すること。

監査における指摘(日雇い運転者の選任)

旅客自動車運送事業運輸規則

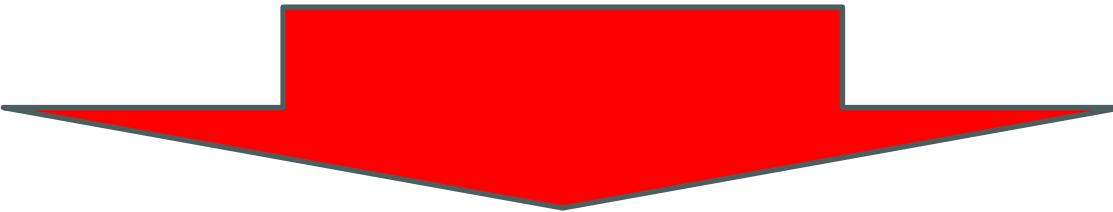
第三十六条 旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。次条第一項、第二項及び第五項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者を運転者等として選任してはならない。

- 一 日雇い入れられる者
- 二 二月以内の期間を定めて使用される者
- 三 試みの使用期間中の者（十四日を超えて引き続き使用されるに至つた者を除く。）
- 四 十四日未満の期間ごとに賃金の支払い（仮払い、前貸しその他の方法による金銭の授受であつて実質的に賃金の支払いと認められる行為を含む。）を受ける者

例：アルバイトの者を運転者選任されているが、雇用条件通知書の交付がなく、運行実績が少ない運転者については、詳細な雇用状況の調査を行い、内容次第で指摘する。

近畿局の懸念事項

- 警察と連携し、以前から白タクの取り締まりを続けているが、最近は都市型ハイヤー事業者がナンバーを貸している名義貸しも出てきている、との話がある。
- 空港で客引きをしている都市型ハイヤー事業者がいるとの情報。
- 旅客自動車運送事業者の運転者の無免許(二種免許不所持)の情報。



悪質な違反のため、調査体制を強化
違反が確認出来れば、直ちに監査を実施

お知らせ

【アンケート協力のお願い】

以下のリンクから簡単なアンケートにご協力ください。

<https://forms.cloud.microsoft/r/VG5s41njZY>

頂いたご意見は、今後の講習会運営の参考にさせていただきます。

R7.11.26(水)一般乗用旅客自動車運送
事業者 オンライン説明会 アンケートフォ
ーム



ご清聴ありがとうございました！